

春は就職・進学・転勤の季節です 届出をお忘れなく

転入・転出等の届出について

住所を変更するときは、転入・転出等の届出が必要です。届出の際に必要な書類がない場合は、手続きができないことがありますので、事前にご確認のうえ、市民課窓口にお越しください。

転出届

下野市から他市区町村に住所を移すときに提出します。

■必要なもの

- ・本人確認書類（免許証、パスポート等）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・マイナンバーカード（お持ちの方）
- ・在留カードまたは特別永住者証（外国籍の方）
- ・印鑑（認め印可）
- ・委任状（代理の方が手続するとき）
- ・その他、返納の必要があるもの（印鑑登録証、国民健康保険証など）

※転出先住所、転出日をご確認のうえ、手続きをしてください。

転出届をすると「転出証明書（無料）」が交付されます。この「転出証明書」を添えて、新しい住所地で転入届をしてください。

転居・転入届

下野市内の引越・他市区町村から下野市に住所を移すときに提出します。

■必要なもの

- ・前住所地で交付された「転出証明書」（他市区町村から転入する方のみ）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・マイナンバーカード（お持ちの方）
- ・マイナンバー通知カード（お持ちの方）
- ・在留カードまたは特別永住者証（外国籍の方）
- ・本人確認書類（免許証、パスポート等）
- ・印鑑（認め印可）

・委任状（代理の方が手続するとき）

・その他、該当する手続に必要な書類

※新築への転入、転居には、建築確認証や検査済証明なども併せてお持ちください。

市民課窓口を土日にも開庁します

住所異動の時期に伴い、土曜日と日曜日にも市民課の窓口を開庁します。お仕事の都合などで平日に手続きができない方はご利用ください。

なお、一部の業務や他市区町村・関係各課等に確認を必要とする手続きにつきましては、お取り扱いできません。また、内容によっては平日、再度お越しいただくこともありますので、ご了承ください。

■土日開庁日

- ・3月25日(日)
- ・3月31日(土)
- ・4月1日(日)
- ・4月7日(土)

■開庁時間

午前8時30分～正午

■開庁場所

本庁舎市民課

■取扱業務

- ・届書の受付
- ・転入、転出、転居、世帯変更届、印鑑登録
- ・国民健康保険及び国民年金の取得・喪失の届出（4月1日(日)のみ）
- ・証明書の交付

住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑証明書、戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）、戸籍の附票の写し、身分証明書

■取扱できない業務

- ・パスポート関係業務
- ・区画整理地（仁良川・田中・石橋の一部）への転入・転居
- ・他市区町村や関係各課への確認が必要な業務（児童手当認定請求、各種医療助成申請など）

※ご不明な点は事前にご確認ください。

■お問い合わせ先

市民課
☎(32)8896

臨時職員を募集します

保健師

- 募集人数 1名
- 勤務日数 月20日勤務
- 勤務内容

在宅医療・在宅療養を支援するため、多職種研修会や会議の企画・運営や情報収集・分析を行います。

歯科衛生士

- 募集人数 1名
 - 勤務日数 月10日勤務
 - 勤務内容
- 口腔ケアについての基盤整備と予防活動を行います。

■応募資格

訪問歯科診療及び訪問衛生指導の経験がある方で、介護保険の知識がある方

■管理栄養士

- 募集人数 1名
- 勤務日数 月20日勤務
- 勤務内容

地域包括支援センターとともに、介護予防健康教育活動や個別の栄養指導・訪問指導等を実施します。

■問い合わせ先

高齢福祉課 ☎(32)8904